

「電気使用安全月間」を迎えてのお願い

経済産業省 九州産業保安監督部長

坂 元 耕 三

毎年、夏期の7～8月には全国で感電死傷事故が多く発生しています。九州管内も同様の傾向にあり、直近10年間の事故は計25件です。夏期休暇の時間を割り引いて実質的な労働時間で評価すると、事故発生の水準は極めて高い状況です。その原因は、①高温環境下での作業による発汗が人体抵抗を低下させること、②作業者が軽装を志向し、肌の露出が大きくなりがちで、かつ、必要な絶縁用保護具の着用を怠る傾向も高くなること、③高温下の作業が注意力低下を誘導しやすいことなどが考えられます。つまり、事故の原因は、設備や機器といったハードな面よりは、作業者という人的ソフトな面により多く依存しています。

経済産業省は、関係各位のご協力を基に、1981年から8月を「電気使用安全月間」に位置づけ、事故防止をより強く呼びかけてきました。「電気使用安全月間」を契機に、感電死傷事故の未然防止のために、作業計画、安全対策、保護具の着用や作業前検電の徹底、連絡・管理体制、注意喚起や啓発活動などの再確認をお願いします。また、日頃から取り組まれている保安活動を徹底するなどの細心の注意をお願いします。

なお、この機会に、令和4年度に九州管内で発生した電気事故の発生状況を紹介します。全体的には、他者への物損事故、主要電気工作物の破損事故、事業用電気工作物における波及事故は増加しましたが、発電支障事故は減少しました。結果、事故件数は前年度に比べ35件増加し、103件です。

令和3年4月から報告が義務付けられた小規模事業用発電設備における事故は、太陽電池発電設備で令和3年度67件から令和4年度は142件と増加しました。

事故の分類別では、感電死傷事故は、前年度と同数の5件発生しました。その他死傷事故は、前年度は3件発生しましたが、令和4年度は発生していません。

感電死傷事故では、作業準備不良、被害者の過失、作業方法不良が原因となっており、決められた手順通りに作業していれば防げた事故と考えられます。

関係各位には、各種の感電事故防止PRにご尽力いただいていると承知していますが、電気作業に従事される皆様や電気保安を管理される皆様には、今一度、基本に立ち返った準備や指示、作業手順の遵守をお願いします。

また、主要電気工作物の破損事故は、前年度に比べ24件増加し、66件発生しました。66件のうち33件は製作不完全、7件は風雨、6件は保守不完全が原因です。電気設備

を安全に使用するためには、生産工程への影響や設備の重要度を考慮して、適時・適切に点検や検査を実施し、設備の健全性評価により、取替えや補修を行う予防保全も有効です。

他方、自家用電気工作物の破損等により一般送配電事業者に供給支障事故を発生させる波及事故は、前年度に比べ１１件増加し、２８件発生しました。

波及事故による長時間の停電は当該事業場に留まらず、周辺地域の経済活動に深刻な影響を及ぼします。事故の未然防止に向けた対策を講じるようお願いします。

なお、波及事故の原因は、雷が１５件（５４％）、自然劣化が３件（１１％）、保守不完全が２件（７％）、作業者の過失が２件（７％）、風雨２件（７％）等であり、これらで波及事故全体の８６％を占めています。

波及事故の防止には、雷による事故防止では、高圧区分開閉器近傍への避雷器設置が有効であり、自然劣化や保守不完全による事故防止では、点検・検査の確実な実施、経年劣化した電気工作物の早期発見により、緊急性を要する設備の計画的な更新が重要です。

また、波及事故も直近１０年間では、７月と８月に多数発生しています。今般の「電気使用安全月間」を契機に、皆様方が日頃から取り組まれている保安活動を再度徹底していただき、自然劣化や保守不完全に起因する事故の未然防止をお願いします。

関係各位の電気事故防止のための啓発活動へのご尽力と、電気事故の撲滅のための不断のご努力に感謝します。「電気使用安全月間」を契機に電気事故の撲滅を期して止みません。